



平成 23 年 3 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社 やすらぎ
代表者名 代表取締役社長 須田 力
(コード番号 8919 名証セントレックス)
問合せ先 常務取締役財務本部長兼内部統制室長 舩田 啓
(TEL 0277-20-7400)
(URL <http://www.yasuragi-reform.com>)

(追加・訂正)「会計監査人の異動に関するお知らせ」の一部追加・訂正について

当社は、平成23年3月11日に開示いたしました「会計監査人の異動に関するお知らせ」の記載事項の一部に追加訂正すべき事項がありましたので、下記のとおり追加訂正いたします。

記

追加訂正箇所（追加訂正部分に下線を付しております）

1. 異動に係る会計監査人

【訂正前】

1. 異動に係る会計監査人

- (1) 就任予定の会計監査人の名称及び所在地
 - ③業務執行社員指名 遠藤今朝夫、小林和夫
- (2) 退任予定の会計監査人の名称及び所在地
 - ③業務執行社員指名 後藤員久、佐藤紀彦

【訂正後】

1. 異動に係る監査公認会計士等

- (1) 就任予定の監査公認会計士等の名称及び所在地
 - ③業務執行社員氏名 遠藤今朝夫、小林和夫
- (2) 退任予定の監査公認会計士等の名称及び所在地
 - ③業務執行社員氏名 後藤員久、佐藤紀彦

3. 退任する会計監査人の直近における就任年月日

【訂正前】

3. 退任する会計監査人の直近における就任年月日

【訂正後】

3. 退任する監査公認会計士等の直近における就任年月日

4. 退任する会計監査人が直近3年間に作成した監査報告書における意見等に関する事項

【訂正前】

4. 退任する会計監査人が直近3年間に作成した監査報告書における意見等に関する事項

平成21年1月期及び平成22年1月期の有価証券報告書において、除外事項を付した限定付意見が付されております。内容は以下のとおりであります。

(平成21年1月期)

記

会社の代表取締役社長（当時）須田忠雄氏らが平成18年1月期において、売上高及び営業利益を過大計上したとの告発状が、平成21年4月6日付で前橋地方検察庁に受理されたとの事実が確認された。会社は告発された内容につき、現在調査を継続中である。平成21年4月16日に調査委員会による調査報告書が提出されたが、当該事案については、その法的評価についても、調査委員会は結論を留保している。従って、前橋地方検察庁の捜査が未だ完了していないことから、過年度の連結財務諸表に及ぼす影響を確定することができない。

(平成22年1月期)

記

会社の代表取締役社長（当時）須田忠雄氏らが平成18年1月期において、売上高及び営業利益を過大計上したとの告発状が、平成21年4月6日付で前橋地方検察庁に受理され捜査が進められていたが、平成22年3月30日付で不起訴処分となった。会社の調査委員会は、当該事案についての結論を留保していたが、この不起訴処分の結果を受けて調査を再開した。なお、当監査報告書日現在において、当監査法人は調査報告書の提出を受けていない。このため、調査報告書について今後実施される監査手続の結果が、過年度の連結財務諸表に及ぼす影響を確定することができなかった。

【訂正後】

4. 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

平成21年1月期及び平成22年1月期の有価証券報告書、平成23年1月期の第1四半期及び第2四半期報告書において、除外事項を付した限定付意見が付されております。内容は以下のとおりであります。

(平成21年1月期)

記

会社の代表取締役社長（当時）須田忠雄氏らが平成18年1月期において、売上高及び営業利益を過大計上したとの告発状が、平成21年4月6日付で前橋地方検察庁に受理されたとの事実が確認された。会社は告発された内容につき、現在調査を継続中である。平成21年4月16日に調査委員会による調査報告書が提出されたが、当該事案については、その法的評価についても、調査委員会は結論を留保している。従って、前橋地方検察庁の捜査が未だ完了していないことから、過年度の連結財務諸表に及ぼす影響を確定することができない。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、上記事項の連結財務諸表に与える影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社やすらぎ及び連

結子会社の平成 21 年 1 月 20 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

(平成 22 年 1 月期)

記

会社の代表取締役社長（当時）須田忠雄氏らが平成 18 年 1 月期において、売上高及び営業利益を過大計上したとの告発状が、平成 21 年 4 月 6 日付で前橋地方検察庁に受理され捜査が進められていたが、平成 22 年 3 月 30 日付で不起訴処分となった。会社の調査委員会は、当該事案についての結論を留保していたが、この不起訴処分の結果を受けて調査を再開した。なお、当監査報告書日現在において、当監査法人は調査報告書の提出を受けていない。このため、調査報告書について今後実施される監査手続の結果が、過年度の連結財務諸表に及ぼす影響を確定することができなかった。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、上記事項の連結財務諸表に与える影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社やすらぎ及び連結子会社の平成 22 年 1 月 20 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

(平成 23 年 1 月期第 1 四半期)

記

会社の代表取締役社長（当時）須田忠雄氏らが平成 18 年 1 月期において、売上高及び営業利益を過大計上したとの告発状が、平成 21 年 4 月 6 日付で前橋地方検察庁に受理され捜査が進められていたが、平成 22 年 3 月 30 日付で不起訴処分となった。会社の調査委員会は、当該事案についての結論を留保していたが、この不起訴処分の結果を受けて調査を再開した。なお、当監査報告書日現在において、当監査法人は調査報告書の提出を受けていない。このため、調査報告書について今後実施される調査手続の結果が、過年度の連結財務諸表に及ぼす影響を確定することができなかった。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、上記事項の四半期連結財務諸表に与える影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社やすらぎ及び連結子会社の平成 22 年 4 月 20 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第 1 四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

(平成 23 年 1 月期第 2 四半期)

記

会社の代表取締役社長（当時）須田忠雄氏らが平成 18 年 1 月期において、売上高及び営業利益を過大計上したとの告発状が、平成 21 年 4 月 6 日付で前橋地方検察庁に受理され捜査が進められていたが、平成 22 年 3 月 30 日付で不起訴処分となった。会社の調査委員会は、当該事案についての結論を留保していたが、この不起訴処分の結果を受けて調査を再開した。なお、本報告書日現在において、当監査法人は調査報告書の提出を受けていない。このため、調査報告書について今後実施される調査手続の結果が、過年度の連結財務諸表に及ぼす影響を確定することができなかった。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、上記事項の

四半期連結財務諸表に与える影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社やすらぎ及び連結子会社の平成 22 年 7 月 20 日現在の財政状態、同日をもって終了する第 2 四半期連結会計期間及び第 2 四半期連結累計期間の経営成績並びに第 2 四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

6. 5 の理由及び経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る退任する会計監査人の意見

【訂正前】

6. 5 の理由及び経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る退任する会計監査人の意見

【訂正後】

6. 5 の理由及び経緯に対する監査報告書等又は内部統制監査報告書の記載事項に係る退任する
会計監査人の意見

以上